

デビットカード Apple Pay 規定

第1条(目的・適用範囲等)

1. 本規定は、GMO あおぞらネット銀行株式会社(以下「当社」という。)の会員規定(以下「デビット規定」という。)に基づきカード(当社が発行するデビットカード)会員が、Apple 社が別途指定する機種のモバイル端末(以下「モバイル端末」という。)を使用する方法により、会員に提供するサービス(以下「本サービス」という。)の内容、利用方法、その他の会員との間の契約関係(以下、本サービスにかかる会員との間の契約関係を「本契約」という。)について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。
2. 本規定に定めのない事項については、デビット規定が適用されるものとします。また、会員が Apple Pay を用いずに取引を利用する場合(利用者は、特に手続きを要することなく、引き続き、指定カードを利用するすることができます。)については、本規定は適用されず、引き続きデビット規定が適用されるものとします。
3. 本規定と明示的に相違する、本規定に付随する規定または特約等がある場合は、当該規定または特約等の定めが本規定の定めに優先して適用されるものとします。
4. 本規定は、当社が発行するカードを、Apple Pay に登録して利用する際に適用されます。
5. 本規定に定める事項は、当社が定める「デビット規定」、および Apple Inc.(以下「Apple 社」といいます)が提供する「Apple Pay 利用規定」に基づき、双方の規定を遵守するものとします。

第2条(用語の定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、デビット規定におけるものと同様の意味を有します。

本規定において使用する以下の用語は、それぞれ次の意味を有します。

1. 「当社」
GMO あおぞらネット銀行株式会社を指します。
2. 「指定カード」
当社が発行するデビットカードにて本サービスの提供を受けるために利用者が指定したカードを指します。
3. 「利用者」
本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者を指します。
4. 「Apple Pay」
Apple Inc.が提供する、iPhone、Apple Watch、iPad などの Apple 社製デバイスにおいて、非接触型決済やオンライン決済を行うことができるサービスを指します。

5. 「デバイス」

Apple 社製の iPhone、Apple Watch、iPad などの、Apple Pay に対応する端末を指します。

6. 「Apple ID」

Apple 社が提供するサービスにアクセスするために必要な個人の認証情報を指し、サービスを利用する際に使用するアカウントを指します。

7. 「認証」

利用者が Apple Pay を利用する際に、Apple ID やデバイスの認証方法(Touch ID Face ID、パスコードなど)を使用して本人確認を行うことを指します。

8. 「取引情報」

Apple Pay を利用した際の決済に関する情報(決済日、金額、加盟店など)を指します。

9. 「個人情報」

個人を識別できる情報であり、当社および Apple 社が決済処理やサービス提供の際に必要となる情報(氏名、カード番号の一部、デバイス情報など)を指します。

10. 「Apple 社」

利用者に対して、Apple Pay を含む、指定モバイル端末にかかるサービスを提供する Apple Japan 合同会社を指します。

11. 「本件アプリケーション」

本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple 社が利用者に提供する Apple Pay のためのアプリケーションと当社が提供する銀行取引アプリを指します。

12. 「本件モバイル端末」

利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末のことを指します。

13. 「トークン番号」

利用者が Apple Pay を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合に使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号を指します。なお、利用者が同一の指定カードを用いて当社所定の国際ブランドネットワーク取引を利用する場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトークン番号が発行されます。ただし、利用者が、本件モバイル端末とは異なる端末を用いて Apple ID を利用して決済を行う場合において、第 10 条の 10 に基づき Apple ID に紐付けを行った Apple Pay による決済が選択されたときは、当該異なる端末においては本件モバイル端末と同一のトークン番号が使用されます。

14. 「エクスプレスマード機能」

指定カードを Apple 社所定の手続きにより「エクスプレスカード」として登録するこ

とにより、エクスプレスモード対応加盟店において、定める方法で本サービスを利用することができます。

15. 「エクスプレスモード対応加盟店」

エクスプレスモード機能に対応した交通機関をいいます。

第3条(契約手続き等)

1. Apple Pay は、Apple 社が提供する決済サービスであり、利用者は自らが本規定に同意のうえで Apple および当社所定の方法により Apple Pay 利用申込を行うことにより、カードを使用した非接触決済およびオンライン決済が可能になります。当社は、Apple Pay 利用申込を行った利用者のうち、Apple からの提供情報と当社所定の基準をもとに審査し、適格と認めた者を利用者として認め、Apple Pay 対応デバイスにトークンを発行し、Apple Pay の利用を可能とします。
2. 利用者として認めた場合、利用者たる会員に通知され、当該通知と共に Apple 社所定の登録がなされることにより、当該モバイル端末となります。
3. Apple Pay の利用に際しては、Apple ID による認証が必要であり、利用者は Apple 社のプライバシーポリシーを確認し、同意するものとします。
4. 利用者は、Apple 社のサービスを通じて、Apple Pay にカードを登録する際に、当社および Apple 社が必要なデータを相互に授受することに同意するものとします。
5. 利用者は、Apple Pay 利用申込に先立ち、自己の費用負担において、Apple Pay 対応デバイスの準備、携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保ならびにその他 Apple Pay 利用申込および Apple Pay の利用に必要な準備を行うものとします。
6. 利用者が所有する当社が発行するデビットカードが不正な方法により Apple Pay に設定された場合、当該設定に基づく本サービスの利用に関して、当社は一切の補償を行いません。また、当該不正設定に起因する損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除いて、利用者が全責任を負うものとします。

第4条(トークン番号)

1. 当社は、本契約が成立した場合、利用者に対して、トークン番号を発行します。この場合、本件モバイル端末には、Apple 社所定の仕様に基づき、トークン番号の一部の桁の数字のみが表示されます。なお、利用者は当社に対して問い合わせることにより、トークン番号の全桁の数字の通知を受けることができますが、第3項の管理責任を負うこととなるため、特別な事情がない限り、利用者がトークン番号の全桁を知ることは推奨しておりません。
2. 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、本件モバイル端末から加盟店等に対して、さらに加盟店等から当社所定の国際ブランド

ドに対してトークン番号が通信されることにより、利用者が指定のカードによる決済を選択してショッピング利用等を行ったことが特定されます。ただし、第10条第3項に定めるショッピング利用の場合は、これとは異なるApple社所定の方法により、指定のカードによる決済を行うものと特定されます。

3. 利用者はトークン番号を本契約の目的のためにのみ使用することができるものとし、利用者は、トークン番号を管理し、本サービスおよびトークン番号を第三者に利用させてはなりません。

第5条(本件モバイル端末・パスコード等の管理)

1. 利用者は、Apple Payに登録されたモバイル端末(デバイス)を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理するものとし、パスコードや認証情報を第三者に開示しないよう十分な注意を払う義務があります。
2. 利用者は、本件アプリケーションに指定カードが登録されている間、本件モバイル端末を第三者(指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。)に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。
3. Apple Payは、本件モバイル端末の占有者がApple Payを利用しようとする都度、利用者が本件モバイル端末に事前に登録したパスコード(以下「本パスコード」という。)を入力する方法による本人認証(以下「モバイル端末認証」という。)を当該占有者に求め、モバイル端末認証がなされた場合に利用可能となるサービスであり、モバイル端末認証がなされたことにより、本件モバイル端末の占有者が利用者本人であると推定します。利用者は、本パスコードを他人に知られることがないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、利用者は、本サービスの利用を申し込む際は、氏名、生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい記号・番号等を本パスコードとして登録しないよう、既に登録された本パスコードの変更を含めた必要な措置をとるものとします。
4. 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の本人認証機能として、生体認証機能を利用する旨を本件モバイル端末において登録している場合、本件モバイル端末所定の方法により生体認証を行うことをもって、モバイル端末認証を行うことができる場合があります。生体認証機能は利便性のある認証方法である反面、利用者本人の意思に基づかず、第三者によって悪用されるおそれも伴う認証方法ですので、この点も考慮のうえ、利用者の責任と判断の下、生体認証機能を利用するか否かを選択するものとします。生体認証機能によるモバイル端末認証が行われた場合、その結果については、利用者本人が責任を負担するものとします。また、利用者が生体認証機能の利用登録を行っている

場合であっても、本パスコードを入力する方法によるモバイル端末認証を行うことができる場合がありますので、利用者は引き続き、前項に定める義務を負うものとします。

5. 前2項にかかわらず、利用者がエクスプレスモード機能を利用するを選択した場合には、第10条第5項に定める方法で本サービスの利用が可能となります。利用者が本件モバイル端末の占有を失った場合は、利用者本人の意思に基づかず、第三者によって悪用されるおそれも伴いますので、利用者は、この点も考慮のうえ、利用者の責任と判断のもと、エクスプレスモード機能を利用するか否かを選択するものとします。利用者がエクスプレスモード機能を利用するを選択し、エクスプレスモード対応加盟店において第10条第5項に定める方法で本サービスが利用された場合、利用者本人の利用とみなし、その結果については、利用者本人が責任を負担するものとします。
6. 利用者は、エクスプレスモード機能を利用するを選択した場合には、前項に記載のエクスプレスモード機能の性質に鑑み、本件モバイル端末の占有を失わないよう注意をもって特に厳重に管理するものとします。
7. 利用者が本サービスを利用する場合、3Dセキュアでの暗証番号・パスワードによる本人認証は原則として行われません。但し、加盟店により、異なる取り扱いがなされる場合があります。

第7条(個人情報の収集、保有、利用)

1. 利用者およびサービスを申し込まれた方(以下「利用者等」という。)は、当社が本サービスの提供の可否判断、利用者に対する本サービスの提供のために、Apple社から次の各号の個人情報の提供を受け、利用することに同意します。
 - (1) 利用者等の氏名、住所、電話番号、使用言語等、利用者等がApple社に登録した事項
 - (2) 対応デバイスの識別番号、端末の種別、位置情報
 - (3) 利用者等が本サービスの申込を行われるにあたって対応デバイスに入力された内容 および入力方法等
 - (4) iTunes および App Store アカウントの利用状況(個別の利用明細については収集しません。)
 - (5) Apple Pay 利用申込状況および登録情報
 - (6) Apple Pay の取引情報
 - (7) 本サービスの諸否に関する情報
 - (8) 上記(1)から(7)に準じる情報
2. 利用者は、当社がApple社に対して、Apple社における本サービスの提供のため、Apple社の利用者に対する本サービスに関するカスタマーサポートのために、利用者の会員番号、トークン番号、本サービスの有効期限、及び対応デバイスを用いた第三者による本サービスの悪用に関する情報を提供する場合があることに同意します。

3. 利用者等は、当社が本サービスに基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、第1項に定める個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。
4. 利用者は Apple Pay 利用申込が認められない場合または、Apple Pay 解約後等の場合においても、本条項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用することに同意します。
5. 利用者は、Apple 社のプライバシーポリシーおよび国際ブランドのデータ保護ポリシーを確認し、これに同意するものとします

第 9 条(サービスの利用)

1. Apple Pay を利用して行われる決済は、当社指定の国際ブランドを介して処理され、利用者は、デビット規定に基づき、Apple Pay を設定したデビットカード利用限度額および口座残高の範囲内でのみ決済を行うことができます。
2. 当社が特に定める加盟店においては、1回当たりの利用上限額は、当該加盟店が別途定める金額となります。
3. Apple Pay を利用した取引に関して、加盟店や取引内容に問題が生じた場合、利用者はまず加盟店と直接解決を図るものとし、当社は加盟店や Apple Pay の技術的トラブルについて責任を負いません。

第 10 条(利用条件)

1. 利用者は、以下の①・②の加盟店において、本サービスを利用することができます。これらの加盟店には、原則として、当社指定の国際ブランド所定のマーク(マークには複数の種類があり、国際ブランドのホームページにおいて公表されます。)が表示されますが(ただし、非対面取引の加盟店の場合はこの限りではありません。)、当該表示のない店舗であっても、①・②の加盟店として本サービスを利用できる場合があります。なお、Apple Pay を利用できる店舗として、Apple 社所定のサービスマークが表示されている店舗であったとしても、①・②の加盟店でない限り、本サービスを利用することはできません。
 - ① 当社指定の国際ブランド加盟店
 - ② インターネット等による非対面取引を行う指定カードの加盟店のうち、Apple Pay を利用できる加盟店(ただし、一部の加盟店において本サービスを利用できない場合があります。)
2. 利用者は、デビット規定の定めにかかわらず、加盟店の店頭における取引であるか、インターネット等による非対面取引であるかを問わず、モバイル端末認証を行い、かつ Apple 社所定の手続きを行うことにより、本サービスを利用することができます。
3. 前項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意し、Apple 社所定の手続きを行うことにより、当該加盟店との継続的取引に基づき当該加盟店に対

して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができます。利用者が当該決済方法を選択すると、その後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第13条第2項に基づき本契約を中途解約した後も、当該継続的取引に基づき当該加盟店に対して負う債務については、本サービスにより決済されます。この場合、当該加盟店に対する債務に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者はデビット規定および本規定に基づき、当社指定の国際ブランドまたは当社に対する支払義務を負うものとします。利用者は、当該加盟店との継続的取引の決済手段として本サービスを利用することを終了したい場合には、利用者の責任において当該加盟店に対して申し出て、当該加盟店との間で当該加盟店所定の手続きを行うか、またはApple社所定の手続きを行うものとします。

4. 第2項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意し、当該加盟店との取引の予約等に際してモバイル端末認証を行って本サービスによって決済することにより、その後に当該予約等に係る取引が成立して当該加盟店に対して発生する債務について、その取引の際に改めてモバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができます。利用者が当該決済方法を選択すると、その後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第13条第2項に基づき本契約を中途解約した後も、当該予約等に係る取引が成立して当該加盟店に対して負う債務については、本サービスにより決済されます。この場合、当該取引に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規定および本規定に基づき、当社に対する支払義務を負うものとします。
5. 第2項にかかわらず、利用者は、Apple社所定の手続きを行うことによりエクスプレスマード機能を用いることを選択した場合には、エクスプレスマード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うことなく、また本件モバイル端末のロックを解除することなく、本件モバイル端末をエクスプレスマード対応加盟店に設置された非接触式IC読取機器にかざすだけで、本サービスを利用することができます。
6. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、デビット規定に基づき、当社に対して支払いを行うものとします。
7. 利用者は、デビット規定に基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。
8. Apple Pay利用者が利用枠を超えてApple Pay利用可能決済を利用した場合もしくは利用しようとした場合、利用枠の範囲内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等、利用状況が不審な場合、または延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、Apple Pay利用可能決済の利用を一時的にお断りすることができます。
9. Apple Payを利用するデバイスやサービスの使用に関する責任は、すべて利用者に帰属

します。当社は、Apple Pay の技術的な制限や利用者デバイスに起因する障害に関して一切の責任を負いません。

10. 利用者は、Apple 社所定の方法により、Apple ID を利用した場合の支払方法として、指定カードが登録された Apple Pay を指定すること(以下「Apple ID 紐付け」という。)ができます。利用者が Apple ID を利用して決済を行い、Apple ID 紐付けを行った Apple Pay による決済が選択されると、本件モバイル端末を使用したか否かにかかわらず、利用者は本契約に基づき本サービスを利用して決済を行ったこととなります。この場合、第 6 項、第 7 項が準用されます。
11. Apple ID 紐付けを行った利用者が Apple ID を利用して決済を行う場合の認証方法は、第 5 条第 3 項および前条にかかわらず、モバイル端末認証ではなく、Apple ID を利用する場合の認証方法となります。Apple ID 紐付けを行った利用者は、Apple ID のパスワード等を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって設定および管理するものとします。本条に基づき本サービスが利用された場合、その利用は利用者本人によるものと推定します。
12. 利用者が Apple ID 紐付けを行った場合、その後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消しても、それに加えて、利用者が Apple 社所定の方法により、自己の責任で Apple ID 紐付けを解除しない限り、引き続き、前 2 項が有効に適用されます。利用者が Apple 社所定の方法による Apple ID 紐付けの解除を行わないうちに第 10 項に基づく決済が行われた場合、利用者が第 13 条第 2 項に基づき本契約を中途解約した後の決済であったとしても、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規定および本規定に基づき、当社に対する支払義務を負うものとします。

第 11 条(本件モバイル端末の紛失・盗難等による責任の区分)

1. 利用者は、本件モバイル端末の紛失、盗難もしくは詐取等の事実(以下「紛失・盗難等」という。)またはそのおそれがあることを知った場合には、当社所定の方法による当社への通知および Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay 機能の停止措置を速やかに実施する義務を負います。
2. 本件モバイル端末の紛失・盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は原則として本会員の負担とします。ただし、当社が定める補償制度の対象となる場合はこの限りではありません。
3. 本件モバイル端末の紛失・盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は本会員の負担とします。
4. 前項の定めにかかわらず、第 1 項の通知及びデビット規定第 11 条第 2 項に定める手続きを行った場合、当社はデビット規定に定める範囲で補てんを行います。ただし、本サービスにおける補てんを受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。
 - (1) 利用者が第 1 項に定める通知および Apple 社所定の停止措置を速やかに行ったこ

と

- (2) 利用者に故意または重過失がないこと
 - (3) エクスプレスモード利用時の不正利用でないこと
 - (4) 生体認証またはパスコード認証が正常に行われた場合の不正利用でないこと
5. 利用者は、本件モバイル端末を盗取した他人、または本件モバイル端末を使用した他人が利用者と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき利用者が利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
6. 次のいずれかに該当するときは、補償制度の適用はなく、利用者は第2項に基づいて、本サービスの利用代金を当社に支払うものとします。
- (1) 利用者が第5条第1項から同条第4項、または同条第6項のいずれかに違反したとき
 - (2) 利用者が本条第1項または本条第5項に違反したとき
 - (3) 利用者の家族、親族（同居の有無を問わない。）、法定代理人、同居人、その他利用者の依頼もしくは同意に基づき利用者の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる利用者の関係者が本サービスを利用したとき（なおこの場合、利用者の過失の有無を問わないものとします。）
 - (4) 他人による盗取が想定される状況で、利用者が類似の過失を繰り返し、または紛失・盗難等の被害を繰り返す等、本件モバイル端末の管理に重過失があると認められるとき
 - (5) 利用者が当社もしくは当社指定の国際ブランドの請求する書類を提出しなかったとき、または調査に協力しなかったとき
 - (6) 第1項に定める通知、紛失・盗難届、警察署への届け出、または調査回答に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき
 - (7) 本サービスの利用の際、本パスコードまたは生体認証機能が使用されたとき（ただし、利用者に故意または重過失がない場合を除く。）
 - (8) エクスプレスモード対応加盟店においてエクスプレスモードを用いて本サービスが利用されたとき
 - (9) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき
 - (10) その他本規定または会員規定等に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき

第12条（一時停止等）

1. 本サービスを提供するためのシステム（以下「本決済システム」という。）の定期的な保守点検および更新を行うために、本サービスを一時停止する場合があります。一時停止をする期間は、Webサイトで公表します。

2. 当社、当社指定の国際ブランドおよび Apple 社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の通知または公表なく、本サービスを一時停止または中止することができます。
 - (1) 本決済システムの保守点検または更新を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本サービスの運営を継続することが困難な場合
 - (3) 本サービスまたは本決済システムのセキュリティ上、本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合
 - (4) 上記各号のほか、当社、当社指定の国際ブランドおよび Apple 社が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合
3. 会員による Apple Pay の停止は、当社インターネットバンキングおよび銀行取引アプリにて Apple Pay 登録をしているカード自体のロック機能もしくは、Apple 社所定の方法による遠隔操作機能にて対応できます。

第 13 条(契約期間)

1. 本契約の有効期限は、第 3 条の手続きが完了し、本件モバイル端末の本件アプリケーション上で指定カードの登録がなされた日から、指定カードの有効期限に準じ、当社が利用者に対して本契約の契約期間の満了までに通知しない限り、本契約の契約期間も更新され、以後も同様とします。
2. 前項にかかわらず、利用者は本件アプリケーションにおいて、Apple 社所定の手続きを行うことにより、いつでも本契約を中途解約することができます。
3. 第 1 項にかかわらず、当社は本契約の契約期間の満了の前であっても、1 ヶ月前までに利用者に対して通知することにより、本契約を終了することができます。
4. 利用者は、本契約の契約期間の満了の日を当社に問い合わせる方法により、確認することができます。
5. Apple Pay の有効期限内であっても、以下の各号に該当する場合には、Apple Pay は解約されることがあります。
 - (1) 会員氏名、カード番号、有効期限および暗証番号等の情報、デビットカードまたは Apple Pay 対応デバイスの盗難、詐取、横領、もしくは紛失または偽造・変造等(以下「盗難等」といいます。)により、Apple Pay について不正利用の恐れが生じた場合
 - (2) デビットカードの再発行などによりデビットカード番号等が変更される場合
 - (3) Apple 所定の事由または Apple Pay 対応デバイスの故障などにより、Apple Pay 対応デバイス内の Apple Pay 会員情報が削除された場合

第 14 条 (解除等)

1. 当社は、利用者が本契約に違反し、当社が利用者に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、利用者に対して通知を要することなく、本契約を解除できます。
2. 次の(1)から(5)のいずれかに該当するときは、当社からの催告および通知を要せず当然に、また(6)から(8)のいずれかに該当するときは、当社からの通知により、本契約は終了します。
 - (1) 利用者が指定カードを退会、または指定カードの会員資格を喪失したとき
 - (2) Apple 社と利用者との間の Apple Pay にかかる契約が終了したとき
 - (3) 会員規定に基づき、会員区分の変更があったとき
 - (4) 指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を第三者が悪用した可能性があると当社が判断したとき
 - (5) 利用者が当社に対して、本件モバイル端末を紛失した旨通知したとき
 - (6) 利用者が本契約に違反し、当該違反が重大な違反に当たるとき
 - (7) 利用者の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (8) 利用者による本サービスの利用状況が適当でないと当社が判断したとき
3. 会員による Apple Pay の解除は、Apple 社が利用者に提供する Apple Pay のためのアプリケーション「Wallet アプリ」より、指定しているカードを削除することで解除可能です。

第 15 条(免責)

1. 当社は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の賠償責任を負いません。
 - (1) 利用者は、Apple Pay の利用サービスは当社が提供するサービスではないことを承諾するものとします。
 - (2) 当社は、Apple Pay に関連するか否かに関わりなく、Apple が提供または配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。
 - (3) 本件モバイル端末(これと一体となり、または記録されている IC チップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同じ。) もしくは、本件アプリケーションの瑕疵もしくは故障、または通信事業者の提供するサービスの瑕疵に起因する場合
 - (4) 本件モバイル端末の電池切れによる場合 Apple 社が利用者に対して Apple Pay にかかるサービス提供を停止もしくは中止している場合、またはその他 Apple 社の事情に起因する場合
 - (5) 前条に基づき、本サービスが一時停止または中止された場合

- 当社は、利用者が本サービスを利用したことにより、本件モバイル端末の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、利用者に損害が発生した場合といえども、当社に故意または過失がない限り、賠償の責任を負いません。また、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ逸失利益は含まれないものとします。

第 16 条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、デビット規定及び当社の定める他の規定などにより取り扱います。

当社の規定は、当社 Web サイト上に掲示します。

第 17 条(規定の改定等)

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社 Web サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上
(2025 年 12 月 15 日現在)